

運動公園使用要綱

令和2年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市港湾施設条例施行規則第5条の2第3項における市長が指定する施設である六甲運動公園・摩耶運動公園・兵庫運動公園の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 各運動公園はスポーツ活動を通じ、港湾関係事業に従事する者や船舶乗組員等の相互交流ならびに福利厚生に寄与することを目的とする。

(使用対象者)

第3条 港湾関係に従事する者、船舶乗組員及び、その他市長が特に認めた者（各運動公園の所在する区在住者や勤務地を有する者等）及びそれらの団体とする。

(使用目的・使用禁止事項・解放時間)

第4条 各運動公園の目的・禁止事項・解放時間は次のとおりとする。

名称	六甲運動公園	摩耶運動公園	兵庫運動公園
使用目的	ソフトボール サッカー、運動会 その他	ソフトボール サッカー、運動会 その他	ソフトボール 運動会、その他
禁止事項	硬・軟式野球での使用 スパイクの使用		
解放時間	9時～17時 【夏期（5～9月）のみ9時から19時】 各施設の土日祝日の利用は1日単位とする。 但し、平日は午前と午後を分けて利用することができる。 この場合、12時から13時は自由使用とする。		

(使用方法)

第5条 摩耶・兵庫運動公園については、使用許可を受けた日時を除き、第3条の使用対象者に限って自由使用とする。ただし、六甲運動公園は使用許可を受けた者（以下、使用者という。）のみとする。

(使用許可)

第6条 各運動公園の使用を希望する者及び団体（以下、申請者という。）は、利用者登録（7月1日起算日、5年更新）及び利用誓約書を提出し、次の表の内容に従い申請し、許可を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

名称	六甲運動公園	摩耶運動公園	兵庫運動公園
申請場所	神戸市港湾局神戸港管理事務所		
受付・ 抽選方法	偶数月に翌月・翌々月の利用を受付・抽選、許可書を交付 (1) 第1次抽選 偶数月の1日から7日に受付、10日までに抽選、許可書を交付 (10日が土日祝の場合は、翌平日に許可書を交付) (2) 第2次抽選 第1次抽選後、利用可能な日がある場合は抽選月に第2抽選を行う 10日から15日に受付、18日までに許可書を交付 (18日が土日祝の場合は、翌平日に許可書を交付) ※利用日がない場合は受付は行わない。		
申込の 内容	申込みの日付・申請者の住所・代表者氏名・電話番号等の連絡先・使用目的・使用日時・競技団体名・その他市長が求める事項を申請しなければならない。なお電話による申し込みは認めない。		
変更	使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を連絡し、その許可を受けなければならない。		

(使用の不許可)

第7条 申請者は次の各号に該当するときは使用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を乱す恐れがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷する恐れがあるとき。
- (3) 管理上問題があるとき。
- (4) その他、使用を不相当と認めたとき。

(許可の通知)

第8条 申請に基づく使用を許可した時は、許可書を交付する。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は施設を使用する権利を転借又は譲渡し、他人に使用させてはならない。

(使用者の遵守義務)

第10条 使用者は、善良なる管理者の注意をもって運動公園を使用するとともに、市職員の指示に従うこと。また、使用者は施設を使用するときは、必ず許可書を携行し、市職員から許可書の提示を求められた場合は速やかに提示しなければならない。

2 施設の使用中に施設を損傷し、又は汚損した場合には、生じた損害額を賠償しなければならない。

3 火災や盗難の防止、その他他人に迷惑をかけないように必要な注意を払うこと。万一第三者に損害を及ぼしたときは自己の責任において解決しなければならない。

4 火気の使用や喫煙、飲食、飲酒をしてはならない。また、施設内への自転車等の乗り入れ又は駐車・駐輪をしてはならない。

5 使用者は、使用が終わったとき又は使用の許可を取消されたとき若しくは使用の中止を受けたときは、入念に後片づけを行い、直ちに施設等を現状に回復し、清掃等を行い、市職員の検査を受け返還しなければならない。

6 許可書の記載内容を管理者の承諾を得ずに修正及び改ざんをしてはならない。

(許可の取消し等)

第11条 使用者が使用許可の条件やその遵守事項に違反した場合は、使用者の責めに帰すべきものとして許可を取消することができる。また、許可の取消し以降、当該使用者に対して使用を許可しないことができる。

2 施設の改良、その他公益上の必要があるときは、許可を取消することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。